

## 富山市体験学習施設等利用助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市体験学習施設等利用助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（幼稚園を除く）をいう
- (2) 修学旅行等 学校が行う修学旅行や宿泊学習、その他これに類する行事で学年単位以上で行うもので、その中で行われる班別学習、グループ別学習等の個別の活動もこれに含む

(補助金の交付)

第3条 市長は、修学旅行等を誘致促進するため、修学旅行等における体験学習施設等の利用に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 体験学習施設等及び補助の対象となる経費は次の表のとおりとする。

体験学習施設等名	補助対象経費
牛岳温泉スキー場	リフト券
立山山麓スキー場	
粟巣野スキー場	
ラフティング	利用料
パラグライダー	利用料
富山ガラス工房	制作体験料
富岩水上ライン	乗船料、貸切料
松川遊覧船	乗船料、貸切料
備考…各体験学習施設が設けている学生割引や団体割引等を適用した場合は、適用後の金額を補助対象経費とする。	

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象は、次に掲げる要件のすべてを満たす、修学旅行等における体験学習施設等の利用（以下「施設利用」という。）とする。

- (1) 県外に所在地がある学校の児童、生徒、学生の利用であること
- (2) 修学旅行等で市内の宿泊が含まれること
- (3) 市内に所在地がある事業者が扱う体験学習施設等の利用であること
- (4) 基本的に市内における体験学習施設等の利用であること

- (5) 施設利用をする者に富山市合宿誘致事業補助金を受ける合宿に参加しているものが含まれないこと

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象施設利用人数の合計に700円を乗じて得た額または、対象経費総額の2分の1のいずれか少ない額とする。ただし、第3条第2項に規定するスキー場において2日券を利用した場合は、利用人数に2を乗じて得た人数を対象施設利用人数として補助金額を算出するものとする。

- 2 修学旅行等の期間中に複数の体験学習施設を利用した場合は、施設毎に補助金額を算出し、その合計額を補助金額とする。なお、施設の利用箇所数及び利用人数に上限は設けない。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、富山市体験学習施設等利用助成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 修学旅行等実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 体験学習施設等利用証明書(様式第4号)
- (4) 修学旅行等行程表
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第7条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

- 2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市体験学習施設等利用助成事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。